

中央社会保険医療協議会 総会（第 407 回） 議事次第

平成 31 年 2 月 6 日(水)

合同部会終了後～

於 厚生労働省講堂（低層棟 2 階）

議 題

○パブリックコメント、公聴会の報告について

○個別改定項目について

中央社会保険医療協議会 総会座席表

日時:平成31年2月6日(水) 合同部会終了後～
会場:中央合同庁舎第5号館 講堂(低層棟2階)

速記

中医協関係者

| | | | | | | | | |
|--|------|---------------------|-----------|--------|--------|----|--|----|
| | 中村 関 | 荒井 野口 | 田辺会長 樽見局長 | 渡辺 審議官 | 山本 審議官 | | | |
| | 松本 | (Main Seating Area) | | | | | | 吉森 |
| | 今村 | | | | | | | 幸野 |
| | 城守 | | | | | | | 平川 |
| | 猪口 | | | | | | | 間宮 |
| | 島 | | | | | | | 宮近 |
| | 遠藤 | | | | | | | 松浦 |
| | 安部 | 榊原 | | | | | | |
| | | | | 丹沢 | 横地 | 吉川 | | |

中医協関係者

| | | | | | | | | | | |
|----------|---------|------------|--------|------|-------|------|----------|---------|-------------|------------------|
| 医療指導監査室長 | 歯科医療管理官 | 保険医療企画調査室長 | 医療課企画官 | 医療課長 | 薬剤管理官 | 総務課長 | 調査課数理企画官 | 医政局経済課長 | 医政局医療機器政策室長 | 医薬・生活衛生局医療機器管理課長 |
|----------|---------|------------|--------|------|-------|------|----------|---------|-------------|------------------|

厚生労働省

厚生労働省

関係者席

関係者席

関係者席・日比谷クラブ

日比谷クラブ

一般傍聴席

一般傍聴席・厚生労働記者会

『医療機関等における消費税負担に関する分科会』における議論の整理」等
に関するご意見の募集の結果について

1. 意見の募集方法

- (1) 意見募集期間 : 平成 31 年 1 月 16 日 (水) ~ 平成 31 年 1 月 23 日 (水)
- (2) 告知方法 : 厚生労働省ホームページ
- (3) 意見提出方法 : 電子メール、郵送

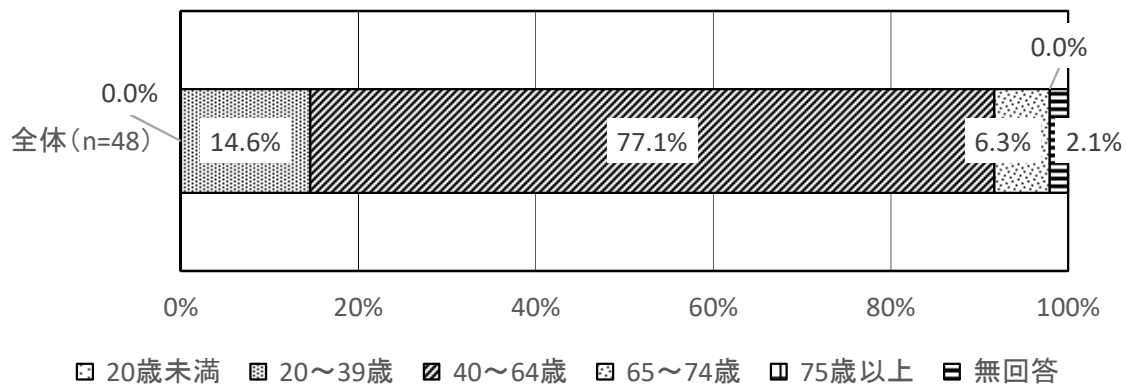
2. 寄せられた意見

(1) 意見件数

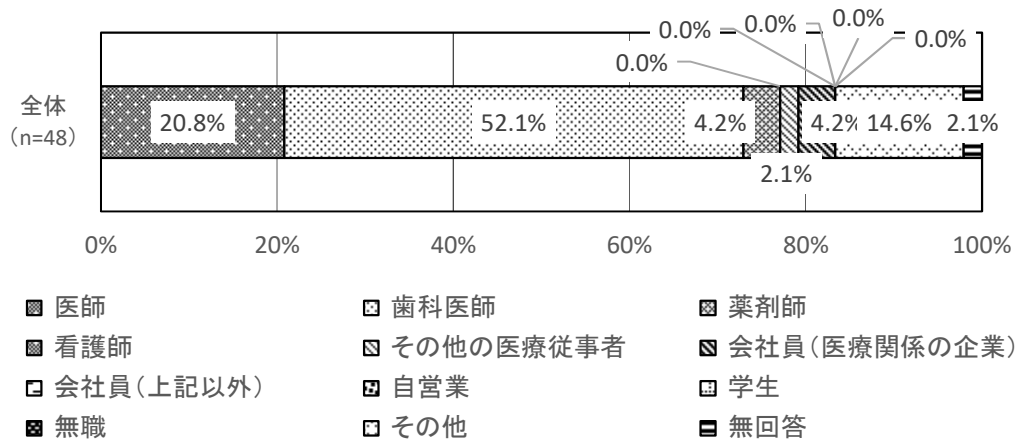
| 電子メール | 郵送 | 合計 |
|-------|-----|------|
| 47 件 | 1 件 | 48 件 |

(2) 意見者の属性 (n=48)

① 年齢



② 職業



(3) 項目別の意見延べ件数 (60 件)

| 項目番号 | 内 容 | 件数 |
|------|--------------------------------------|------|
| 1 | 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の整理について | 55 件 |
| 2 | 消費税引上げに伴う薬価改定の骨子について | 4 件 |
| 3 | 消費税引上げに伴う保険医療材料価格改定の骨子について | 1 件 |

(4) 「『医療機関等における消費税負担に関する分科会』における議論の整理」等についての主な意見 (適宜集約して記載)

1 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の整理について (55 件)

| 意見の内容 | 件数 |
|--|------|
| <p>○ 基本診療料への配点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税引上げ分に対しては初・再診料への還元を希望する。(同旨 11 件) ・DPC 病院は特定機能病院群 (旧Ⅱ群) と標準病院群 (旧Ⅲ群) とでは、医療機関群毎に課税経費率や収入に占めるシェアにも違いがあるため、基礎係数に対する消費税上乗せ率も検討するべきではないか。 ・歯科における基本診療料が医科と比べ低い評価となっていることを考慮した内容として頂きたい。歯科訪問診療料への配分や、注 1 基準届出の有無について配慮すべき (同旨 3 件) | 17 件 |
| <p>○個別項目への配点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本診療料を中心とした粗い配点とせず、消費税負担の影響が大きい個別診療報酬項目を定めたいき細かい配点とすべき。(同旨 7 件) ・外来環やか強診のような施設はより多く配点を、そうではない医療機関は少なくともいった、医療機関の規模を反映させるために、一律初再診料ではなく、施設基準によって差を出すべきと考える。(同旨 1 件) ・調剤基本料への上乗せ幅を大きくすることがより適切。加えて、『一包化加算』等の一定の設備が必要な調剤に係る加算への上乗せも不可欠であり、その改定幅算定においては、それら消耗品費等へ影響も考慮された上で調整されたい。 | 11 件 |
| <p>○補てん状況調査等について</p> <p>≪補てん状況調査の誤りについて≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛省を促すとともに全力を挙げて調査の改ざん、隠ぺい等の再発防止の徹底を求める。(同旨 1 件) | 8 件 |

| | |
|---|-----|
| <p>《補てん状況の検証について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点数を付ける際には、的確な補填が行われたかを第三者が検証できるよう、結果（消費増税対応後の点数）のみではなく算出根拠を示し、定期的に補填状況等を検証し、必要に応じた見直しを行うべきと考える。（同旨4件） ・歯科初診料と歯科再診料に配分する場合の補てん点数の設定に当たっては、直近のNDBデータの通年の実績データから歯科治療の需要の変化を推察し、実態を踏まえた適切な補てんとして頂きたい。 | |
| <p>○消費税制等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後10%を超える増税も予想されることから、将来的には医療機関等が仕入れで負担した消費税について、国に請求することにより、還付が受けられる等の制度検討も必要と思料。（同旨2件） ・診療報酬による補てんでは医療機関における控除対象外消費税（損税）の抜本的解消には至らない。消費増税は中止すべきである。（同旨4件） ・患者負担を増やさずに、更に損税の問題を根本的に正すためには、診療報酬で補てんするのではなく、診療報酬にゼロ税率を導入して解決を図るべき。（同旨4件） ・消費税10%への引上げに伴い、その後の4月の診療報酬改定の時期に、保険診療も消費税対象とするべきである。それができない以上、すべての保険診療に消費税分の上乗せをしっかりと行うべきである。すべての点数の2%の増加が必要である。 | 14件 |
| <p>○その他のご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定率が低く、医療機関の経営にマイナス影響が出るのではないか。 ・キャッシュレス化に際して、特に薬局においての調剤報酬は「薬剤料」の請求が大きく、薬価の考え方から、それに対する手数料を薬局が負うことには限界。薬価制度もしくは診療報酬で保護していただきたい。 ・7対1が最高基準ではなく、さらに上の配置基準を作って診療報酬上で認めてほしい。看護師配置基準を5対1や4対1にしていくことが必要。また、外来や検査部門、手術室での、看護への報酬も作ってほしい。 ・恒久的に安定した材料、加工しやすい材料を開発、又は既存である材料をもっと保険診療で使えるようにならないか。 ・税制上や補助金等多くの優遇措置を受けている特定機能病院が、診療報酬改定のたびに恩恵を受ける制度の抜本的な見直しを切に願う。 | 5件 |

2 消費税引上げに伴う薬価改定の骨子について（4件）

| 意見の内容 | |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・改定の時期について、消費税引き上げと同時期に実施することとした点については妥当だが、2020年度の通常改定より前倒しなので、経営の予見性を大きく損ない、開発阻害と雇用への深刻な影響が懸念される。 ・将来的な通常改定年以外の消費税引き上げに伴う薬価改定については、これ以上の雇用への深刻な影響が出るような方向での取りまとめはすべきではない。 ・薬価の消費税率を目に見えるものにして頂きたい。 ・高薬価の医薬品が多くなり、医療者側の負担が増加していることから、消費税10%を除く薬価対応の検討をお願いしたい。 | 4件 |

3 消費税引上げに伴う保険医療材料価格改定の骨子について（1件）

| 意見の内容 | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「医療機関における購入価格の加重平均値（税抜の市場実勢価格）」が不明確で、本当に実勢価格が反映されているのか疑問に思われる。本当の実勢価格に見合った、適正な価格設定を構築していただきたい。 | 1件 |

中央社会保険医療協議会総会（公聴会）の概要

平成31年度診療報酬改定に当たり、医療の現場や患者等国民の声を反映させるため、中医協委員が国の声を聴く機会を設定することを目的として公聴会を開催した。

1. 開催日時

平成31年1月30日（水）10時00分～12時00分

2. 開催日時

東京都港区 TKPガーデンシティPREMIUM田町4階

3. 参加者

約180名（うち、意見発表者10名）

（※参考：平成30年度 約490名、平成28年度 約470名）

4. 意見発表の主な内容

意見発表者①（男性・健康保険組合）

- ・地域の健保組合の立場から、高齢化や高度化に伴って医療費の伸び、拠出金の増大などにより、財政が深刻化。安定した事業運営について努力しているが自助努力を超える水準。
- ・健保組合全体で1350億円強の赤字となっており、赤字組合は全体数の6割を超える。東京でも353組合が経常赤字。規模の大きな2組合が解散を決めた。
- ・2025年度に目を向けて様々な医療費適正化施策について大胆な改革をしないと国民皆保険を堅持できない。
- ・そもそも診療報酬は非課税なのに消費税相当分が補てんされていることが、国民、患者、保険者に知られていない。制度の周知が重要であると考えている。
- ・平成26年4月の消費税引上げに伴う診療報酬による補てん状況を見ると、医療機関の間で補てん率にばらつきがある。補てんのばらつきを極力抑える財源配分、配点が必要。
- ・前回同様、基本診療料に点数を上乗せする対応とし、個別項目については補完的に上乗せすることとされたが、患者の視点からすると、本来は患者が受けた個別の診療行為に直接対応する消費税分を負担することが基本ではないか。基本診療料を中心に配点した場合、納得が得られないのではないか。初診料、再診料は、わずかな点数の引上げも患者の生活に大きな影響を与える。患者の視点に基づく丁寧な設定を行うとともに、国民に対し、しっかり説明することを要望する。
- ・今後、定期的に補てん状況の調査、検証もお願いしたい。
- ・薬価と医療材料価格の改定については、消費税引上げに伴い臨時的に行うのは適切だが、今

回の改定の半年後に控える 2020 年 4 月の改定時においても適切な引下げがなされるよう精緻な対応をお願いしたい。

- ・平成 30 年 4 月から 9 か月で凍結された妊婦加算については、趣旨は理解するが加算の算定要件に患者の視点が不足していたと考える。妊婦ではない患者と同様の診療を受け、必要な配慮がなされないまま、加算が上乘せされることは納得できない。早急に見直しをお願いしたい。
- ・そのほかにも同じような問題がないのかということに疑問がある。中医協でしっかりと検証をお願いしたい。

意見発表者②（男性・診療所医師）

- ・消費税負担について、医療機関種別ごとにばらつきがあるもののマクロでは概ね補てんされているという説明であったが、平成 30 年 7 月に補てん不足が明らかになった。衝撃であり、中医協で議論されている他のデータに関する信頼も揺らいでいる。
- ・平成 26 年度の消費税対応分も含めてリセットして是正するというが、これまでの補てん不足分は対応されず、遅きに失した。今後はスピードアップして検証が行える手法、体制の見直しが必要。
- ・補てん状況調査、結果については、どのようなプロセスで調査、分析されたのか納得できる形で示してほしい。
- ・個別項目への補てんは反対する。個別項目は多岐にわたるため、個別項目への補てんは複雑になる。必ずしもばらつき解消につながらない。初診料、再診料という基本的な診療に対して補てんを行い、精緻化を目指すべき。
- ・平成 30 年度改定は機能強化加算、小児抗菌薬適正使用支援加算、妊婦加算などの複数の画期的な加算が創設された。妊婦加算の凍結は残念だが、真に適切な妊婦及び胎児への支援策の構築が望まれる。

意見発表者③（女性・労働組合）

- ・被保険者、患者の立場から意見を述べる。医療は非課税だが、消費税引上げに伴う診療報酬改定は、患者にとってはなじみが薄い。しかし、医療費は今後も増大し続けることが見込まれているため、国民一人一人が自分事として関心を持つことが重要。改定の前後を問わず、国民に対して繰り返しわかりやすく説明するなど、周知を徹底してほしい。十分な説明がないまま医療の単価が上がることにより、国民の不信を招かないよう適切に対応をお願いしたい。
- ・国民皆保険が将来にわたって維持されることが重要。消費税引上げに伴う改定においても、損税が発生する病院を中心に必要十分な補てんがされることが重要。各医療機関の補てん率が可能な限り 100%に近づくよう丁寧な作業と検証をお願いしたい。問題が生じた場合は随時その改善をお願いしたい。

- ・国民にとって診療報酬改定は身近であるにもかかわらず、十分な知識を得る機会が少ない。診療明細書は患者が医療の単価を知り、関心を持つための重要なツール。保険者等と連携し、診療明細書の更なる活用を促す取組や、全ての医療機関における無料発行に向けた取組を進めていただきたい。

意見発表者④（男性・病院院長）

- ・医療サービスは非課税取引だが、病院が仕入れる際には消費税がかかり、控除対象外消費税、損税と言われ、病院のコストとなっている。消費税は、元々消費者が負担するものであり、適切に過不足なく補てんされるべき。
- ・平成元年の消費税導入以来、補てんは診療報酬に上乗せされてきたが5%までの上乗せ分は改定が繰り返されるうちに曖昧になってきた。そこで、平成26年度の5%から8%の引上げの際は、基本診療料に限定して上乗せした。補てん状況はマクロでほぼ100%といわれていたが、誤りがあり85%前後であったことが報告された。全国自治体病院協議会の調査によると、平成26～28年に自治体病院で400億円以上が補てん不足になっている。地域医療の提供にも支障が生じる可能性がある。今回の10%引上げに関しては、的確に補てんできるような方法の精緻化が重要。シミュレーションによれば平成28年度の補てん状況は、病院が85%であったものが100.6%、診療所は111.2%が99.8%、特定機能病院は61.7%が102.5%となり、著明に改善されている。この新しい補てん方法は評価ができるもの。
- ・一方、この数値は平均値であり、個々の病院が100%であることを示すものではない。精緻な補てん方法の詳細と、個々の病院の状況が分かる資料の提出をお願いしたい。改定後は早期に補てんの実態を調査し、不十分な点があれば可及的速やかに対応をお願いしたい。
- ・今後も消費税の引上げは続くと推測され、高額医療機器の購入も増加する。消費税負担のばらつきも拡大すると予想される。平成31年度予算で様々対応されたが、個々の病院への恩恵は不明。診療報酬改定での対応では限界がある。より精緻な補てんの仕組みとともに、その他の方策も真剣に検討してほしい。

意見発表者⑤（女性・患者代表）

- ・下垂体機能低下症、特発性過眠症の病気を持っている。
- ・指定難病以外の疾患に対する医療費負担の軽減について、指定難病の薬は薬価が7.3円で1割負担、慢性疾患の薬の薬価は403.1円で3割負担。どちらもジェネリック医薬品はない。後者は不可欠な薬であり、1か月で約1万円かかる。今の仕事は有期雇用であり、次の仕事がないと薬を買い続けられない。違う病気であるが、痛みから就労が難しい人もいる。低所得と病気との関連を考慮の上、指定難病とは別の基準から、慢性疾患の医療費負担軽減をお願いしたい。
- ・今回の診療報酬改定は消費税引上げに伴うものと聞いているが、10月以降薬の金額が変わると、非課税なのに価格が上がるのはなぜと思う方もいるかもしれない。診療明細書を患者

が理解しやすい内容で記載するなど、支払いをわかりやすく説明する仕組みを検討してほしい。

- ・かかりつけ薬局は重要な存在であると考えている。しかし、患者の中には知らない人も多いため国民全体に周知がもっと必要であると感じている。
- ・使用している薬を使う人が同じ地域にいないため、近所の薬局から本当にこの薬局に通い続けるかを聞かれた。その話を聞き、かかりつけ薬局を諦めた。薬剤師や薬局に過度の負担にならないように理想を実現していくといった仕組みを検討すべき。
- ・オンライン調剤を含む ICT 化が進めば、生活にあわせて治療を続けられるのではないかと。疲れやすく睡眠発作がある私のような患者だけでなく、強い痛みをもつ患者等も途切れることなく治療を受けられる。オンライン服薬指導の要件は厳しいと聞いているが、地理的な条件だけでなく、患者が自らの状況にあわせて医療にアクセスすることができるよう検討してほしい。

意見発表者⑥（男性・歯科医師）

- ・歯科では経営が脆弱であり苦勞している。診療時間の延長や休日診療をして対応してきたが、それも標準的になってきた。
- ・消費税引上げは更に経営に影響を及ぼす。一億総活躍プランでは最低賃金を 1,000 円にする目標になっているが、歯科医院の収入の増加があつて初めて成り立つものである。
- ・消費税増税の歯科医院への影響は 2 点。控除対象外消費税と受診抑制が問題。
- ・歯科は景気動向に左右されやすい。景気の浮き沈みで国民の歯科消費額が変化する。経済的理由による歯科受診の中断もある。虫歯や入れ歯の治療などの従来型の歯科治療から、口腔機能管理に重点を置いた歯科治療にシフトしてきており、少しずつ国民の理解も得てきたが、投薬治療を選択肢としていないため、景気後退時には受診意欲の低下に影響する。
- ・都心部では 7 割強が賃貸テナント営業なので、家賃の上昇にかかわる消費税負担は経営に影響を与える。平成 30 年度改定での院内感染予防対策の充実が求められたが、滅菌器や切削器具の費用がかかる。在宅医療の推進では、歯科用のポータブルユニットなどの高額な機器を準備しなければならない。歯科の材料も控除対象外消費税の負担が影響を与えている。
- ・平成 28 年度の歯科の補てん状況調査では 92.3%だったので、100%にはなっていない。平成 31 年度の診療報酬改定は適切に検証の上、診療報酬に反映していただきたい。定期的な検証を行って、消費税負担分と補てん分に差違が生じた場合は適切に対応してほしい。その際の財源は別に用意してほしい。
- ・個別項目への振分けは困難なので、歯科基本診療料と訪問診療料を同時に引き上げてほしい。

意見発表者⑦（男性・中小企業）

- ・27 の商工会、中小企業を支援している立場から意見を述べる。
- ・大企業を中心に景気回復が続いているが、来年までは持続するのではないかとされている。

しかし、中小企業では景気回復の実感が伴っていない。最低賃金は東京では1,000円を超えるのではないかと懸念されている。人手不足、働き方改革など中小・小規模企業の経営者にとっては厳しい状況である。協会けんぽの保険料率は10%で、保険料を負担する事業主や加入者の負担は限界に達している。今後、医療需要が増す中で、医療費の増加を抑えるためには、効率的かつ効果的な医療サービスの仕組みを構築することが必要。

- ・平成30年度の診療報酬改定では、残念ながら本体プラス改定となった。次回は、医療費の抑制につながる大胆な見直しを期待している。
- ・医薬品等に係る費用対効果評価は非常に重要な制度であるため、予定どおり進めてほしい。
- ・非課税であるために発生する消費税負担を補てんするもので、医療機関等への対応としては理解できるが、患者サイドからすると政策的な配慮から非課税と思っているのに、気づかないうちに診療報酬という形で負担している。どれだけの国民が理解しているかは甚だ疑問。
- ・方向性については、シミュレーションまで行われており異論はないが、基本診療料への上乗せが増税分の2%を超えて上乗せされることなどについては、保険者や患者視点での議論もあった方がよかった。
- ・国民の理解が不十分。医療費について、国民の納得が得られるよう、透明で公平な分かりやすい仕組みを希望する。

意見発表者⑧（男性・薬剤師）

- ・八王子で薬局を経営。地域で根ざすためにどうしたらよいか考えている。
- ・在宅医療に関して早期から取り組んでおり、在宅の患者の親子2代にわたっておつき合いをさせていただいているところもある。後発医薬品の使用促進についても積極的に取り組んでおり、使用割合80%は去年に達成して、それ以上を目指して取り組んでいる。
- ・2020年のオリンピックに向けてアンチ・ドーピングや選手サポートも行っている。
- ・消費税の補てん状況調査では、保険薬局の補てん率は88.3%だった。シミュレーションでは97.7%となったが、施設種別の中では最も低く、心配している。検証を速やかに行っていただき、補てん不足が確認されたら速やかな是正を行っていただきたい。
- ・薬局間で補てん状況のばらつきもある。調剤基本料以外にも加算で対応される部分もあるかと思うが、加算の算定状況は個々の薬局で様々であり公平な補てんは難しい。マクロだけではなく、個々にどう対応するかが今後の課題であり、薬局間で格差が生まれえないような制度にしてほしい。
- ・市場実勢価格の引下げの影響で薬価が下がる品目も多いと考えられる。在庫価値が大きく下がったり、逆ざやの発生を懸念している。消費税改定後の半年で2020年改定が行われることも負担になるので、負担が少なくなるような対応もお願いしたい。
- ・消費税対応のための薬価改定ということなので、一時取引などで便乗値上げが起こらないよう、適正な流通の確保をお願いしたい。

意見発表者⑨（男性・行政）

- ・国民健康保険は国民皆保険の基礎であるが、構造的な課題を抱えている。法定外一般会計繰入れも行われており、毎年 10 億円を超える繰入れを行っている。
- ・財政健全化や保険者機能を強化しており、昨年 11 月に国民健康保険の運営に関する指針を策定。健康の保持・増進、医療費の適正給付、財源の確保を推進していく。
- ・糖尿病重症化予防としてかかりつけ医などによる他職種連携に取り組み、ジェネリック医薬品の利用推進、納税環境の整備を行っている。保険税率は対前年度比 4 %増を基本とし、法定外一般会計も今後 15 年間で削減していく。
- ・消費税引上げに伴う今回の改定については適切になされるべき、前はあまり精緻な配点になされなかったとも聞いている。今回改定は、過不足のない補てんとなるよう、また患者や保険者に過剰な負担とならないようお願いしたい。
- ・補てんの仕組みを知らない方がほとんど。10 月からどのように価格が変わるのか、患者にわかりやすく説明していただくようお願いしたい。

意見発表者⑩（女性・訪問看護ステーション管理者）

- ・訪問看護の状況として、在宅医療の推進は重要。訪問看護のニーズが高まり人材不足。がん末期の方の在宅看取りや医療的ケアの必要な小児、精神科訪問看護の利用者が増えている。訪問看護の場所も多岐にわたる。
- ・経費は人件費が大きいが、それ以外にもかかる。家賃や移動手段の車両や駐車場など、制服やグローブ、体温計。パルスオキシメーターや衛生材料なども必要。
- ・ICT 化の推進によりパソコンやタブレット、通信費も掛かる。
- ・訪問看護には質の高さが求められるので、誠実さなど人間性も重要であり、人材育成にかかる研修費も必要である。
- ・経営に関して様々な経費が増える見込み。訪問看護ステーションにも必要な補てんが十分になされるようお願いしたい。
- ・2020 年改定に向けて、訪問看護は緊急時の対応を手厚くするのが不可欠。より多くの事業者が 24 時間対応の体制を整えることができるよう評価の充実をお願いしたい。

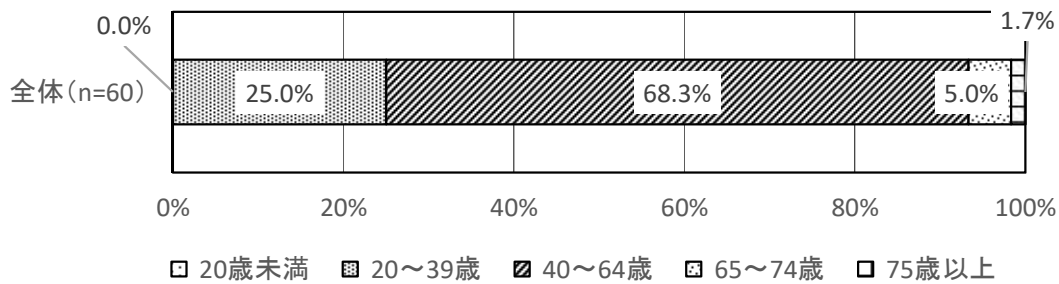
5. アンケート結果

公聴会において、参加者にアンケートを実施したところ、結果は以下のとおりであった。

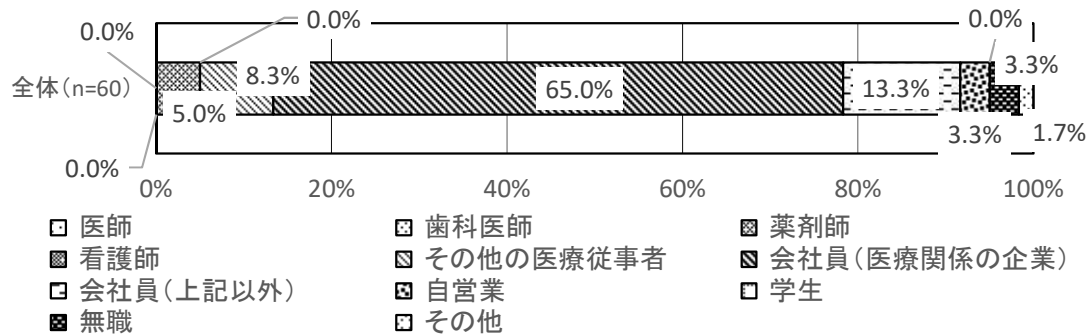
(1) 回答者数

60人

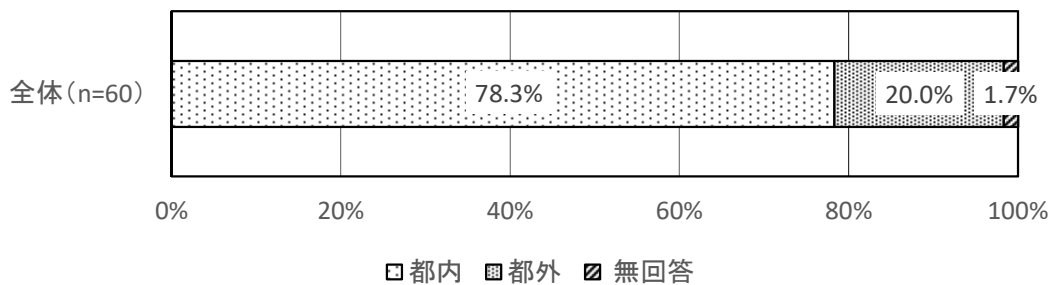
(2) 年齢層 (n=60)



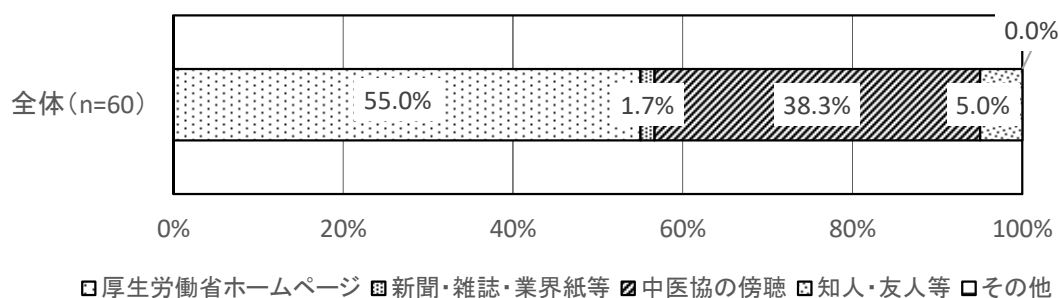
(3) 職業 (n=60)



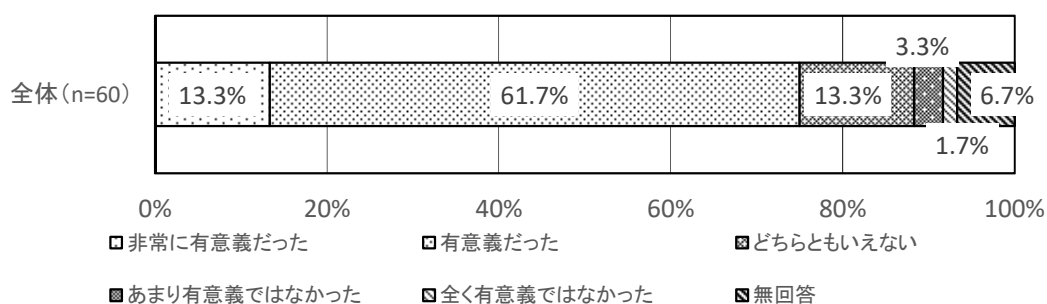
(4) 住所又は勤務地 (n=60)



(5) 公聴会を知ったきっかけ (n=60)



(6) 公聴会は有意義だったか (n=60)



(7) 『『医療機関等における消費税負担に関する分科会』における議論の整理』等についての主な意見 (アンケートに記入のあった意見について個人情報等を除いて基本的に全て記載)

1 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」における議論の整理について

1-1 基本診療料への配点について (0件)

1-2 個別項目への配点について (2件)

○高度救急への税の配分をもっとしてください。前回のよう配分ミスでの急性期病院の不足は もちろん不適ですが、開業医はその時点で過度の+があったくらいですので、次回改定時は開業医の診療所への配分は減少して病院にまわして下さい。

○実際の点数、与える財源への影響、補てんした場合の個々の収入増など、具体的な数字(金額)が分からないと、是か非か判断できない。

1-3 補てん状況調査等について (1件)

○好みの問題かもしれませんが、簡易>精巧と考えます。国民の好みはどうでしょう。政策変更により力を注力して、より簡易なシステムにできないでしょうか。分析に間違いはつきものです。TransparencyとDouble CheckでMHLWの負担を減らして下さい。

1-4 消費税制について（2件）

○消費税の外税化が分かりやすい。

○消費税引上げを直接的でない診療報酬点数に按分して上乗せすることに、無理があると思う。公平な負担とはなりにくい。国民に理解が得られないのではないか。

1-5 その他のご意見（3件）

○国民に理解されるよう望みます。患者視点で。

○5%から8%への増税時に病院経営の悪化を理由に民間企業への値下げ要求があった。個々の医療機関でのばらつきをできるだけなくし、民間企業への影響もなくなるよう制度設計を期待する。

○医療機関へのかかり方について国民的議論をしようという流れにあるので、そこに乗るような形で医療費のあり方についてもわかり易く説明していけばいいのではないか。

2 消費税引上げに伴う薬価改定の骨子について（2件）

○消費税引上げについては、業界の意見が多分に反映されており、いちメーカーの担当者としては良かったと思う。一方で、2020年度改定において、薬価調査のタイミングと消費税改定のタイミングが前後することから、今後より一層意義のある議論をお願いする。特に薬価の引下げにのみ片寄らないで医療保険制度全体として議論願いたい。

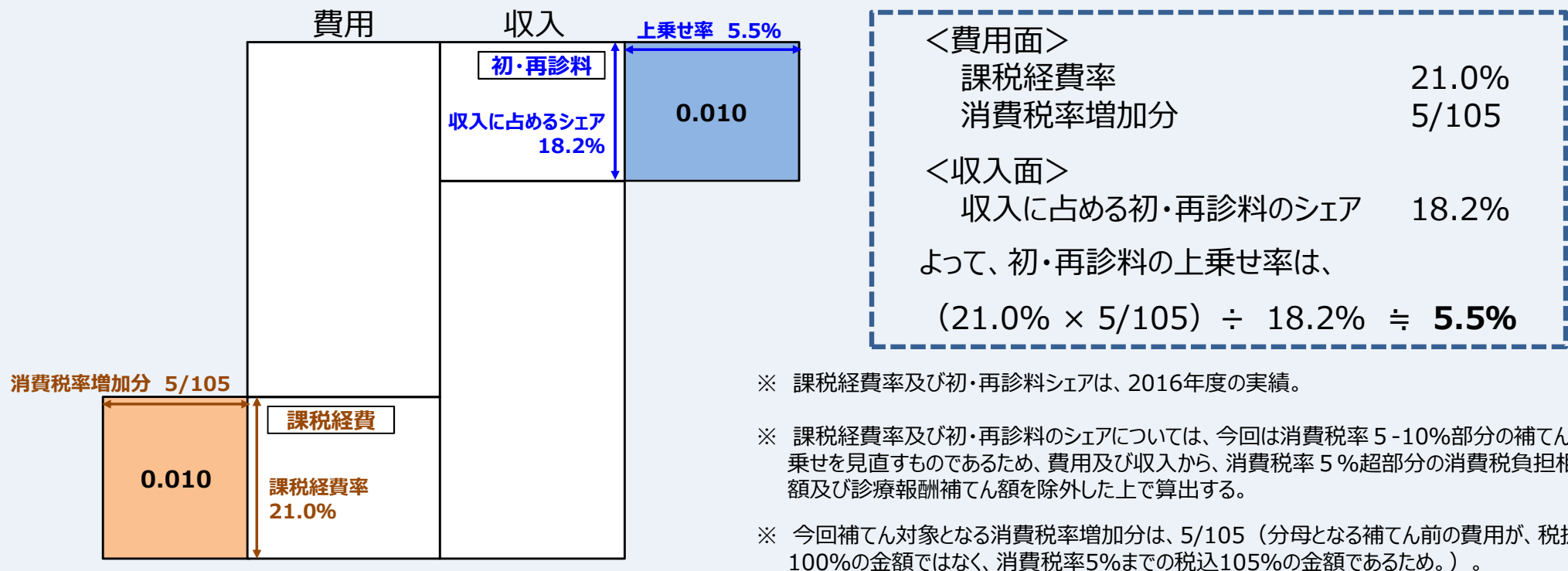
○消費税と改定同時はいかがなものか。本体価と税の明確な記載望む。

3 消費税引上げに伴う保険医療材料価格改定の骨子について（1件）

○薬剤費（薬価の引下げはあっても）、医師、薬剤師の報酬は引下げが無いのはおかしいと思う。

上乗せ率の算出方法について

- 初・再診料については、診療所に配分される財源について、ほぼ全額を初・再診料に充てるのではなく、まず無床診療所（補てん項目は初・再診料のみ）の補てんを考慮して、初・再診料に配分を行うこととし、病院における初・再診料と入院料の比率を変え、入院料の割合を高めることとする。
- 無床診療所の収支構造を踏まえると、初・再診料の上乗せ率は以下の通りになる。



※ 課税経費率及び初・再診料シェアは、2016年度の実績。

※ 課税経費率及び初・再診料のシェアについては、今回は消費税率5-10%部分の補てん上乗せを見直すものであるため、費用及び収入から、消費税率5%超部分の消費税負担相当額及び診療報酬補てん額を除外した上で算出する。

※ 今回補てん対象となる消費税率増加分は、5/105（分母となる補てん前の費用が、税抜100%の金額ではなく、消費税率5%までの税込105%の金額であるため。）。

- なお、実際の配点においては、点数を整数化する等の調整により、上乗せ率が本資料で示された数値と若干異なる可能性がある点には留意。

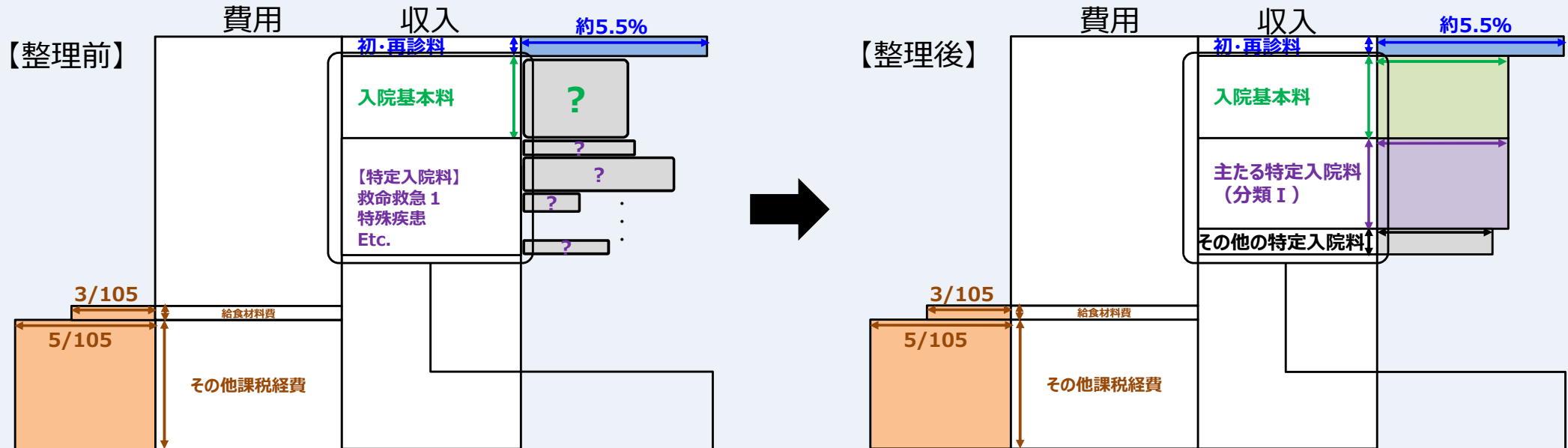
○ 特定入院料については、種類が多く、病院ごとに算定する項目も様々であり、個別の特定入院料ごとに上乗せ率を算出することが困難。

そこで、入院基本料と特定入院料について一定の分類を行い、分類ごとに入院基本料と特定入院料の入院料シェアを一まとめにしたうえで、補てんの上乗せ率を算出する。

<入院基本料と特定入院料の対応関係に基づく分類>

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> I. 急性期一般入院料（旧一般病棟7対1、10対1入院基本料）と同一 II. 地域一般入院料（旧一般病棟13対1、15対1入院基本料）と同一 III. 精神病棟10対1、13対1入院基本料と同一 IV. 精神病棟15～20対1入院基本料と同一 | <ul style="list-style-type: none"> 救命救急入院料 1 等 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 等 精神科救急入院料 1 等 精神療養病棟入院料 等 |
|--|---|

<一般病院（急性期一般入院料届出）の場合>



多数の特定入院料が混在し、収入に占めるシェアも異なる。個々に上乗せ率を算出することが困難。

補てん対象の収入項目を初・再診料、入院基本料、主たる特定入院料、その他の特定入院料の4種類に集約。上乗せ率の算出が容易になる。

上乗せ率の算出について

- 前頁に記載した方法により算出した上乗せ率は、2016年度の課税経費率と入院料シェアに基づく数値。実際の配点は、2019年度の国民医療費見込み（予算）に対応した財源に基づき行うものであることから、2016年度から2019年度にかけての医療費の伸びを勘案して、一律に上乗せ率を調整する。

調整後上乗せ率

| 項目 | 2016年度数値に基づき算出した上乗せ率 | 調整後上乗せ率 |
|-------------------|----------------------|---------|
| 初・再診 | 5.5% | 6.0% |
| 急性期一般・短期滞在手術（分類Ⅰ） | 4.8% | 5.3% |
| 地域一般（分類Ⅱ） | 4.0% | 4.4% |
| 精神10対1・13対1（分類Ⅲ） | 2.6% | 2.9% |
| 精神15対1～20対1（分類Ⅳ） | 2.2% | 2.3% |
| 特定機能病院 | 8.8% | 9.6% |
| 療養病棟 | 1.5% | 1.6% |
| 結核病棟 | 5.1% | 5.6% |
| 専門病院 | 5.9% | 6.4% |
| 障害者施設等 | 2.9% | 3.2% |

※ 点数の整数化や財源内での調整等が必要となるため、実際の上乗せ率とは異なる点に留意が必要。

※ 療養病棟入院基本料等の薬剤費が包括される入院料については、上記の上乗せ率に基づく配点に加え、薬剤費に係る消費税相当分の点数を上乗せする。なお、その財源は薬価財源から確保される。

消費税率 10%への引上げに伴う対応

第1 基本的な考え方

消費税率の引上げに伴い、医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬において、2014年度改定と同様に、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする。

その際、直近の通年実績のNDBデータ等を用いることや、入院料について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアを考慮することにより、消費税率が5%から8%に引き上がった部分も含めた、消費税率5%から10%の部分について、消費税負担に見合う補てん点数となるよう配点を行う。

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬

- (1) 診療所については、初・再診料、有床診療所入院基本料等を引き上げる。
- (2) 病院については、診療所の初・再診料の引上げと同じ点数を病院の初・再診料において引き上げるとともに、残りの財源により入院料等を引き上げる。

※ 改定案の「うち消費税対応分」は、消費税率5%から10%への引き上げに対応する点数を示している。以下同じ。

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|----------|----------|--------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 【初診料】 | | | |
| 初診料 | 282 点 | <u>288 点</u> | <u>18 点</u> |
| (同一日2科目) | 141 点 | <u>144 点</u> | <u>9 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|-------------------------|----------|--------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| (紹介のない場合) | 209 点 | <u>214 点</u> | <u>14 点</u> |
| (妥結率が低い場合) | 209 点 | <u>214 点</u> | <u>14 点</u> |
| (同一日 2 科目・紹介のない場 合) | 104 点 | <u>107 点</u> | <u>7 点</u> |
| (同一日 2 科目・妥結率が低い場 合) | 104 点 | <u>107 点</u> | <u>7 点</u> |
| 【再診料】 | | | |
| 再診料 | 72 点 | <u>73 点</u> | <u>4 点</u> |
| (同日) | 72 点 | <u>73 点</u> | <u>4 点</u> |
| (同一日 2 科目) | 36 点 | <u>37 点</u> | <u>3 点</u> |
| (妥結率が低い場合) | 53 点 | <u>54 点</u> | <u>3 点</u> |
| (同日・妥結率が低い場合) | 53 点 | <u>54 点</u> | <u>3 点</u> |
| (同一日 2 科目・妥結率が低い場 合) | 26 点 | <u>27 点</u> | <u>2 点</u> |
| 【外来診療料】 | | | |
| 外来診療料 | 73 点 | <u>74 点</u> | <u>4 点</u> |
| (同日) | 73 点 | <u>74 点</u> | <u>4 点</u> |
| (同一日 2 科目) | 36 点 | <u>37 点</u> | <u>3 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|-------------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| (紹介のない場合) | 54 点 | <u>55 点</u> | <u>3 点</u> |
| (同日・紹介のない場合) | 54 点 | <u>55 点</u> | <u>3 点</u> |
| (同一日 2 科目・紹介のない場 合) | 26 点 | <u>27 点</u> | <u>2 点</u> |
| (同一日 2 科目・妥結率が低い場 合) | 26 点 | <u>27 点</u> | <u>2 点</u> |
| (妥結率が低い場合) | 54 点 | <u>55 点</u> | <u>3 点</u> |
| (同日・妥結率が低い場合) | 54 点 | <u>55 点</u> | <u>3 点</u> |
| 【オンライン診療料】 | 70 点 | <u>71 点</u> | <u>4 点</u> |
| 【一般病棟入院基本料】 | | | |
| 1 急性期一般入院基本料 | | | |
| イ 急性期一般入院料 1 | 1,591 点 | <u>1,650 点</u> | <u>84 点</u> |
| ロ 急性期一般入院料 2 | 1,561 点 | <u>1,619 点</u> | <u>83 点</u> |
| ハ 急性期一般入院料 3 | 1,491 点 | <u>1,545 点</u> | <u>79 点</u> |
| ニ 急性期一般入院料 4 | 1,387 点 | <u>1,440 点</u> | <u>74 点</u> |
| ホ 急性期一般入院料 5 | 1,377 点 | <u>1,429 点</u> | <u>73 点</u> |
| ヘ 急性期一般入院料 6 | 1,357 点 | <u>1,408 点</u> | <u>72 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| ト 急性期一般入院料 7 | 1,332 点 | <u>1,382 点</u> | <u>71 点</u> |
| 2 地域一般入院基本料 | | | |
| イ 地域一般入院料 1 | 1,126 点 | <u>1,159 点</u> | <u>51 点</u> |
| ロ 地域一般入院料 2 | 1,121 点 | <u>1,153 点</u> | <u>50 点</u> |
| ハ 地域一般入院料 3 | 960 点 | <u>988 点</u> | <u>43 点</u> |
| 特別入院基本料 | 584 点 | <u>607 点</u> | <u>32 点</u> |
| 【療養病棟入院基本料】 | | | |
| 1 療養病棟入院料 1 | | | |
| イ 入院料 A | 1,810 点 | <u>1,813 点</u> | <u>44 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,795 点 | <u>1,798 点</u> | <u>43 点</u> |
| ロ 入院料 B | 1,755 点 | <u>1,758 点</u> | <u>42 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,741 点 | <u>1,744 点</u> | <u>42 点</u> |
| ハ 入院料 C | 1,468 点 | <u>1,471 点</u> | <u>36 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,454 点 | <u>1,457 点</u> | <u>36 点</u> |
| ニ 入院料 D | 1,412 点 | <u>1,414 点</u> | <u>34 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,397 点 | <u>1,399 点</u> | <u>33 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| ホ 入院料E | 1,384 点 | <u>1,386 点</u> | <u>33 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,370 点 | <u>1,372 点</u> | <u>33 点</u> |
| へ 入院料F | 1,230 点 | <u>1,232 点</u> | <u>30 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,215 点 | <u>1,217 点</u> | <u>29 点</u> |
| ト 入院料G | 967 点 | <u>968 点</u> | <u>23 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 952 点 | <u>953 点</u> | <u>22 点</u> |
| チ 入院料H | 919 点 | <u>920 点</u> | <u>22 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 904 点 | <u>905 点</u> | <u>21 点</u> |
| リ 入院料I | 814 点 | <u>815 点</u> | <u>19 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 800 点 | <u>801 点</u> | <u>19 点</u> |
| 2 療養病棟入院料2 | | | |
| イ 入院料A | 1,745 点 | <u>1,748 点</u> | <u>42 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,731 点 | <u>1,734 点</u> | <u>42 点</u> |
| ロ 入院料B | 1,691 点 | <u>1,694 点</u> | <u>41 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,677 点 | <u>1,680 点</u> | <u>41 点</u> |
| ハ 入院料C | 1,403 点 | <u>1,406 点</u> | <u>34 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| (生活療養を受ける場合) | 1,389 点 | <u>1,392 点</u> | <u>34 点</u> |
| ニ 入院料 D | 1,347 点 | <u>1,349 点</u> | <u>32 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,333 点 | <u>1,335 点</u> | <u>32 点</u> |
| ホ 入院料 E | 1,320 点 | <u>1,322 点</u> | <u>32 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,305 点 | <u>1,307 点</u> | <u>31 点</u> |
| へ 入院料 F | 1,165 点 | <u>1,167 点</u> | <u>28 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,151 点 | <u>1,153 点</u> | <u>28 点</u> |
| ト 入院料 G | 902 点 | <u>903 点</u> | <u>21 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 888 点 | <u>889 点</u> | <u>21 点</u> |
| チ 入院料 H | 854 点 | <u>855 点</u> | <u>20 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 840 点 | <u>841 点</u> | <u>20 点</u> |
| リ 入院料 I | 750 点 | <u>751 点</u> | <u>18 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 735 点 | <u>736 点</u> | <u>17 点</u> |
| 特別入院基本料 | 576 点 | <u>577 点</u> | <u>14 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 562 点 | <u>563 点</u> | <u>14 点</u> |
| 【結核病棟入院基本料】 | | | |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|---------------|----------|---------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 1 7対1入院基本料 | 1,591点 | <u>1,654点</u> | <u>88点</u> |
| 2 10対1入院基本料 | 1,332点 | <u>1,385点</u> | <u>74点</u> |
| 3 13対1入院基本料 | 1,121点 | <u>1,165点</u> | <u>62点</u> |
| 4 15対1入院基本料 | 960点 | <u>998点</u> | <u>53点</u> |
| 5 18対1入院基本料 | 822点 | <u>854点</u> | <u>45点</u> |
| 6 20対1入院基本料 | 775点 | <u>806点</u> | <u>43点</u> |
| 特別入院基本料 | 559点 | <u>581点</u> | <u>31点</u> |
| 【精神病棟入院基本料】 | | | |
| 1 10対1入院基本料 | 1,271点 | <u>1,287点</u> | <u>36点</u> |
| 2 13対1入院基本料 | 946点 | <u>958点</u> | <u>27点</u> |
| 3 15対1入院基本料 | 824点 | <u>830点</u> | <u>19点</u> |
| 4 18対1入院基本料 | 735点 | <u>740点</u> | <u>17点</u> |
| 5 20対1入院基本料 | 680点 | <u>685点</u> | <u>16点</u> |
| 特別入院基本料 | 559点 | <u>561点</u> | <u>11点</u> |
| 【特定機能病院入院基本料】 | | | |
| 1 一般病棟の場合 | | | |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|-------------|----------|---------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| イ 7対1入院基本料 | 1,599点 | <u>1,718点</u> | <u>152点</u> |
| ロ 10対1入院基本料 | 1,339点 | <u>1,438点</u> | <u>127点</u> |
| 2 結核病棟の場合 | | | |
| イ 7対1入院基本料 | 1,599点 | <u>1,718点</u> | <u>152点</u> |
| ロ 10対1入院基本料 | 1,339点 | <u>1,438点</u> | <u>127点</u> |
| ハ 13対1入院基本料 | 1,126点 | <u>1,210点</u> | <u>107点</u> |
| ニ 15対1入院基本料 | 965点 | <u>1,037点</u> | <u>92点</u> |
| 3 精神病棟の場合 | | | |
| イ 7対1入院基本料 | 1,350点 | <u>1,450点</u> | <u>128点</u> |
| ロ 10対1入院基本料 | 1,278点 | <u>1,373点</u> | <u>122点</u> |
| ハ 13対1入院基本料 | 951点 | <u>1,022点</u> | <u>91点</u> |
| ニ 15対1入院基本料 | 868点 | <u>933点</u> | <u>83点</u> |
| 【専門病院入院基本料】 | | | |
| 1 7対1入院基本料 | 1,591点 | <u>1,667点</u> | <u>101点</u> |
| 2 10対1入院基本料 | 1,332点 | <u>1,396点</u> | <u>85点</u> |
| 3 13対1入院基本料 | 1,121点 | <u>1,174点</u> | <u>71点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--|----------|---------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 【障害者施設等入院基本料】 | | | |
| 1 7対1入院基本料 | 1,588点 | <u>1,615点</u> | <u>49点</u> |
| 2 10対1入院基本料 | 1,329点 | <u>1,356点</u> | <u>45点</u> |
| 3 13対1入院基本料 | 1,118点 | <u>1,138点</u> | <u>35点</u> |
| 4 15対1入院基本料 | 978点 | <u>995点</u> | <u>30点</u> |
| 特定入院基本料 | 966点 | <u>969点</u> | <u>30点</u> |
| イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合 | | | |
| (1) 医療区分2の患者に相当するもの | 1,465点 | <u>1,496点</u> | <u>49点</u> |
| (2) 医療区分1の患者に相当するもの | 1,331点 | <u>1,358点</u> | <u>45点</u> |
| ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合 | | | |
| (1) 医療区分2の患者に相当するもの | 1,317点 | <u>1,343点</u> | <u>41点</u> |
| (2) 医療区分1の患者に相当するもの | 1,184点 | <u>1,206点</u> | <u>37点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|---|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| ハ 15 対 1 入院基本料の施設基準を 届け出た病棟に入院している場合 | | | |
| (1) 医療区分 2 の患者に相当する もの | 1,219 点 | <u>1,244 点</u> | <u>38 点</u> |
| (2) 医療区分 1 の患者に相当する もの | 1,086 点 | <u>1,107 点</u> | <u>34 点</u> |
| 【有床診療所入院基本料】 | | | |
| 1 有床診療所入院基本料 1 | | | |
| イ 14 日以内の期間 | 861 点 | <u>917 点</u> | <u>71 点</u> |
| ロ 15 日以上 30 日以内の期間 | 669 点 | <u>712 点</u> | <u>55 点</u> |
| ハ 31 日以上 30 日以内の期間 | 567 点 | <u>604 点</u> | <u>47 点</u> |
| 2 有床診療所入院基本料 2 | | | |
| イ 14 日以内の期間 | 770 点 | <u>821 点</u> | <u>64 点</u> |
| ロ 15 日以上 30 日以内の期間 | 578 点 | <u>616 点</u> | <u>48 点</u> |
| ハ 31 日以上 30 日以内の期間 | 521 点 | <u>555 点</u> | <u>43 点</u> |
| 3 有床診療所入院基本料 3 | | | |
| イ 14 日以内の期間 | 568 点 | <u>605 点</u> | <u>47 点</u> |
| ロ 15 日以上 30 日以内の期間 | 530 点 | <u>567 点</u> | <u>44 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|-------------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| ハ 31 日以上の期間 | 500 点 | <u>534 点</u> | <u>41 点</u> |
| 4 有床診療所入院基本料 4 | | | |
| イ 14 日以内の期間 | 775 点 | <u>824 点</u> | <u>64 点</u> |
| ロ 15 日以上 30 日以内の期間 | 602 点 | <u>640 点</u> | <u>50 点</u> |
| ハ 31 日以上の期間 | 510 点 | <u>542 点</u> | <u>42 点</u> |
| 5 有床診療所入院基本料 5 | | | |
| イ 14 日以内の期間 | 693 点 | <u>737 点</u> | <u>57 点</u> |
| ロ 15 日以上 30 日以内の期間 | 520 点 | <u>553 点</u> | <u>43 点</u> |
| ハ 31 日以上の期間 | 469 点 | <u>499 点</u> | <u>39 点</u> |
| 6 有床診療所入院基本料 6 | | | |
| イ 14 日以内の期間 | 511 点 | <u>543 点</u> | <u>42 点</u> |
| ロ 15 日以上 30 日以内の期間 | 477 点 | <u>509 点</u> | <u>39 点</u> |
| ハ 31 日以上の期間 | 450 点 | <u>480 点</u> | <u>37 点</u> |
| 【有床診療所療養病床入院基本料】 | | | |
| 1 入院基本料 A | 994 点 | <u>1,057 点</u> | <u>82 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 980 点 | <u>1,042 点</u> | <u>81 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|------------------|----------|-----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 2 入院基本料B | 888 点 | <u>945 点</u> | <u>74 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 874 点 | <u>929 点</u> | <u>72 点</u> |
| 3 入院基本料C | 779 点 | <u>827 点</u> | <u>63 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 765 点 | <u>813 点</u> | <u>63 点</u> |
| 4 入院基本料D | 614 点 | <u>653 点</u> | <u>51 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 599 点 | <u>638 点</u> | <u>50 点</u> |
| 5 入院基本料E | 530 点 | <u>564 点</u> | <u>44 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 516 点 | <u>549 点</u> | <u>43 点</u> |
| 特別入院基本料 | 459 点 | <u>488 点</u> | <u>38 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 444 点 | <u>473 点</u> | <u>37 点</u> |
| 【救命救急入院料】 | | | |
| 1 救命救急入院料 1 | | | |
| イ 3日以内の期間 | 9,869 点 | <u>10,223 点</u> | <u>512 点</u> |
| ロ 4日以上7日以内の期間 | 8,929 点 | <u>9,250 点</u> | <u>464 点</u> |
| ハ 8日以上14日以内の期間 | 7,623 点 | <u>7,897 点</u> | <u>396 点</u> |
| 2 救命救急入院料 2 | | | |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|----------------------|----------|-----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| イ 3日以内の期間 | 11,393 点 | <u>11,802 点</u> | <u>591 点</u> |
| ロ 4日以上7日以内の期間 | 10,316 点 | <u>10,686 点</u> | <u>535 点</u> |
| ハ 8日以上14日以内の期間 | 9,046 点 | <u>9,371 点</u> | <u>470 点</u> |
| 3 救命救急入院料 3 | | | |
| イ 救命救急入院料 | | | |
| (1) 3日以内の期間 | 9,869 点 | <u>10,223 点</u> | <u>512 点</u> |
| (2) 4日以上7日以内の期間 | 8,929 点 | <u>9,250 点</u> | <u>464 点</u> |
| (3) 8日以上14日以内の期間 | 7,623 点 | <u>7,897 点</u> | <u>396 点</u> |
| ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理 料 | | | |
| (1) 3日以内の期間 | 9,869 点 | <u>10,223 点</u> | <u>512 点</u> |
| (2) 4日以上7日以内の期間 | 8,929 点 | <u>9,250 点</u> | <u>464 点</u> |
| (3) 8日以上60日以内の期間 | 8,030 点 | <u>8,318 点</u> | <u>417 点</u> |
| 4 救命救急入院料 4 | | | |
| イ 救命救急入院料 | | | |
| (1) 3日以内の期間 | 11,393 点 | <u>11,802 点</u> | <u>591 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|---------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| (2) 4日以上7日以内の期間 | 10,316点 | <u>10,686点</u> | <u>535点</u> |
| (3) 8日以上14日以内の期間 | 9,046点 | <u>9,371点</u> | <u>470点</u> |
| □ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 | | | |
| (1) 3日以内の期間 | 11,393点 | <u>11,802点</u> | <u>591点</u> |
| (2) 4日以上7日以内の期間 | 10,316点 | <u>10,686点</u> | <u>535点</u> |
| (3) 8日以上14日以内の期間 | 9,046点 | <u>9,371点</u> | <u>470点</u> |
| (4) 15日以上60日以内の期間 | 8,030点 | <u>8,318点</u> | <u>417点</u> |
| 【特定集中治療室管理料】 | | | |
| 1 特定集中治療室管理料 1 | | | |
| イ 7日以内の期間 | 13,650点 | <u>14,211点</u> | <u>711点</u> |
| □ 8日以上14日以内の期間 | 12,126点 | <u>12,633点</u> | <u>633点</u> |
| 2 特定集中治療室管理料 2 | | | |
| イ 特定集中治療室管理料 | | | |
| (1) 7日以内の期間 | 13,650点 | <u>14,211点</u> | <u>711点</u> |
| (2) 8日以上14日以内の期間 | 12,126点 | <u>12,633点</u> | <u>633点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|-------------------|----------|-----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| □ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 | | | |
| (1) 7日以内の期間 | 13,650 点 | <u>14,211 点</u> | <u>711 点</u> |
| (2) 8日以上 60日以内の期間 | 12,319 点 | <u>12,833 点</u> | <u>643 点</u> |
| 3 特定集中治療室管理料 3 | | | |
| イ 7日以内の期間 | 9,361 点 | <u>9,697 点</u> | <u>486 点</u> |
| □ 8日以上 14日以内の期間 | 7,837 点 | <u>8,118 点</u> | <u>407 点</u> |
| 4 特定集中治療室管理料 4 | | | |
| イ 特定集中治療室管理料 | | | |
| (1) 7日以内の期間 | 9,361 点 | <u>9,697 点</u> | <u>486 点</u> |
| (2) 8日以上 14日以内の期間 | 7,837 点 | <u>8,118 点</u> | <u>407 点</u> |
| □ 広範囲熱傷特定集中治療管理料 | | | |
| (1) 7日以内の期間 | 9,361 点 | <u>9,697 点</u> | <u>486 点</u> |
| (2) 8日以上 60日以内の期間 | 8,030 点 | <u>8,318 点</u> | <u>417 点</u> |
| 【ハイケアユニット入院医療管理料】 | | | |
| 1 ハイケアユニット入院医療管理 | 6,584 点 | <u>6,855 点</u> | <u>344 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|-------------------------|----------|-----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 料 1 | | | |
| 2 ハイケアユニット入院医療管理 料 2 | 4,084 点 | <u>4,224 点</u> | <u>213 点</u> |
| 【脳卒中ケアユニット入院医療管理 料】 | 5,804 点 | <u>6,013 点</u> | <u>302 点</u> |
| 【小児特定集中治療室管理料】 | | | |
| 1 7日以内の期間 | 15,752 点 | <u>16,317 点</u> | <u>817 点</u> |
| 2 8日以上 14日以内の期間 | 13,720 点 | <u>14,211 点</u> | <u>711 点</u> |
| 【新生児特定集中治療室管理料】 | | | |
| 1 新生児特定集中治療室管理料 1 | 10,174 点 | <u>10,539 点</u> | <u>528 点</u> |
| 2 新生児特定集中治療室管理料 2 | 8,109 点 | <u>8,434 点</u> | <u>423 点</u> |
| 【総合周産期特定集中治療室管理 料】 | | | |
| 1 母体・胎児集中治療室管理料 | 7,125 点 | <u>7,381 点</u> | <u>370 点</u> |
| 2 新生児集中治療室管理料 | 10,174 点 | <u>10,539 点</u> | <u>528 点</u> |
| 【新生児治療回復室入院医療管理 料】 | 5,499 点 | <u>5,697 点</u> | <u>286 点</u> |
| 【一類感染症患者入院管理料】 | | | |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|----------------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 1 14日以内の期間 | 9,046 点 | <u>9,371 点</u> | <u>470 点</u> |
| 2 15日以上期間 | 7,826 点 | <u>8,108 点</u> | <u>407 点</u> |
| 【特殊疾患入院医療管理料】 | | | |
| 特殊疾患入院医療管理料 | 2,009 点 | <u>2,070 点</u> | <u>116 点</u> |
| イ 医療区分2の患者に相当するもの | 1,857 点 | <u>1,909 点</u> | <u>107 点</u> |
| ロ 医療区分1の患者に相当するもの | 1,701 点 | <u>1,743 点</u> | <u>97 点</u> |
| 【小児入院医療管理料】 | | | |
| 1 小児入院医療管理料1 | 4,584 点 | <u>4,750 点</u> | <u>239 点</u> |
| 2 小児入院医療管理料2 | 4,076 点 | <u>4,224 点</u> | <u>213 点</u> |
| 3 小児入院医療管理料3 | 3,670 点 | <u>3,803 点</u> | <u>192 点</u> |
| 4 小児入院医療管理料4 | 3,060 点 | <u>3,171 点</u> | <u>160 点</u> |
| 5 小児入院医療管理料5 | 2,145 点 | <u>2,206 点</u> | <u>95 点</u> |
| 【回復期リハビリテーション病棟入院料】 | | | |
| 1 回復期リハビリテーション病棟入院料1 | 2,085 点 | <u>2,129 点</u> | <u>98 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|---------------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| (生活療養を受ける場合) | 2,071 点 | <u>2,115 点</u> | <u>98 点</u> |
| 2 回復期リハビリテーション病棟 入院料 2 | 2,025 点 | <u>2,066 点</u> | <u>95 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,011 点 | <u>2,051 点</u> | <u>94 点</u> |
| 3 回復期リハビリテーション病棟 入院料 3 | 1,861 点 | <u>1,899 点</u> | <u>88 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,846 点 | <u>1,884 点</u> | <u>87 点</u> |
| 4 回復期リハビリテーション病棟 入院料 4 | 1,806 点 | <u>1,841 点</u> | <u>85 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,791 点 | <u>1,827 点</u> | <u>85 点</u> |
| 5 回復期リハビリテーション病棟 入院料 5 | 1,702 点 | <u>1,736 点</u> | <u>80 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,687 点 | <u>1,721 点</u> | <u>79 点</u> |
| 6 回復期リハビリテーション病棟 入院料 6 | 1,647 点 | <u>1,678 点</u> | <u>77 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,632 点 | <u>1,664 点</u> | <u>77 点</u> |
| 【地域包括ケア病棟入院料】 | | | |
| 1 地域包括ケア病棟入院料 1 | 2,738 点 | <u>2,809 点</u> | <u>129 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,724 点 | <u>2,794 点</u> | <u>128 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|----------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 2 地域包括ケア入院医療管理料 1 | 2,738 点 | <u>2,809 点</u> | <u>129 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,724 点 | <u>2,794 点</u> | <u>128 点</u> |
| 3 地域包括ケア病棟入院料 2 | 2,558 点 | <u>2,620 点</u> | <u>120 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,544 点 | <u>2,605 点</u> | <u>119 点</u> |
| 4 地域包括ケア入院医療管理料 2 | 2,558 点 | <u>2,620 点</u> | <u>120 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,544 点 | <u>2,605 点</u> | <u>119 点</u> |
| 5 地域包括ケア病棟入院料 3 | 2,238 点 | <u>2,285 点</u> | <u>105 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,224 点 | <u>2,270 点</u> | <u>104 点</u> |
| 6 地域包括ケア入院医療管理料 3 | 2,238 点 | <u>2,285 点</u> | <u>105 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,224 点 | <u>2,270 点</u> | <u>104 点</u> |
| 7 地域包括ケア病棟入院料 4 | 2,038 点 | <u>2,076 点</u> | <u>96 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,024 点 | <u>2,060 点</u> | <u>94 点</u> |
| 8 地域包括ケア入院医療管理料 4 | 2,038 点 | <u>2,076 点</u> | <u>96 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,024 点 | <u>2,060 点</u> | <u>94 点</u> |
| 地域包括ケア病棟入院料 1 (特定地域) | 2,371 点 | <u>2,433 点</u> | <u>112 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|------------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| (生活療養を受ける場合) | 2,357 点 | <u>2,418 点</u> | <u>111 点</u> |
| 地域包括ケア入院医療管理料 1 (特定地域) | 2,371 点 | <u>2,433 点</u> | <u>112 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,357 点 | <u>2,418 点</u> | <u>111 点</u> |
| 地域包括ケア病棟入院料 2 (特定地域) | 2,191 点 | <u>2,244 点</u> | <u>103 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,177 点 | <u>2,230 点</u> | <u>103 点</u> |
| 地域包括ケア入院医療管理料 2 (特定地域) | 2,191 点 | <u>2,244 点</u> | <u>103 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 2,177 点 | <u>2,230 点</u> | <u>103 点</u> |
| 地域包括ケア病棟入院料 3 (特定地域) | 1,943 点 | <u>1,984 点</u> | <u>91 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,929 点 | <u>1,970 点</u> | <u>91 点</u> |
| 地域包括ケア入院医療管理料 3 (特定地域) | 1,943 点 | <u>1,984 点</u> | <u>91 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,929 点 | <u>1,970 点</u> | <u>91 点</u> |
| 地域包括ケア病棟入院料 4 (特定地域) | 1,743 点 | <u>1,774 点</u> | <u>81 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 1,729 点 | <u>1,760 点</u> | <u>81 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|-------------------------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 地域包括ケア入院医療管理料 4（特定地域） | 1,743 点 | <u>1,774 点</u> | <u>81 点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 1,729 点 | <u>1,760 点</u> | <u>81 点</u> |
| 【特殊疾患病棟入院料】 | | | |
| 1 特殊疾患病棟入院料 1 | 2,008 点 | <u>2,070 点</u> | <u>116 点</u> |
| 2 特殊疾患病棟入院料 2 | 1,625 点 | <u>1,675 点</u> | <u>94 点</u> |
| イ 特殊疾患病棟入院料 1 の施設基準を届け出た病棟に入院している場合 | | | |
| （1）医療区分 2 の患者に相当するもの | 1,857 点 | <u>1,910 点</u> | <u>107 点</u> |
| （2）医療区分 1 の患者に相当するもの | 1,701 点 | <u>1,745 点</u> | <u>98 点</u> |
| ロ 特殊疾患病棟入院料 2 の施設基準を届け出た病棟に入院している場合 | | | |
| （1）医療区分 2 の患者に相当するもの | 1,608 点 | <u>1,657 点</u> | <u>93 点</u> |
| （2）医療区分 1 の患者に相当するもの | 1,452 点 | <u>1,491 点</u> | <u>83 点</u> |
| 【緩和ケア病棟入院料】 | | | |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|------------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 1 緩和ケア病棟入院料 1 | | | |
| イ 30日以内の期間 | 5,051 点 | <u>5,207 点</u> | <u>291 点</u> |
| ロ 31日以上 60日以内の期間 | 4,514 点 | <u>4,654 点</u> | <u>261 点</u> |
| ハ 61日以上 90日以内の期間 | 3,350 点 | <u>3,450 点</u> | <u>193 点</u> |
| 2 緩和ケア病棟入院料 2 | | | |
| イ 30日以内の期間 | 4,826 点 | <u>4,970 点</u> | <u>279 点</u> |
| ロ 31日以上 60日以内の期間 | 4,370 点 | <u>4,501 点</u> | <u>252 点</u> |
| ハ 61日以上 90日以内の期間 | 3,300 点 | <u>3,398 点</u> | <u>191 点</u> |
| 【精神科救急入院料】 | | | |
| 1 精神科救急入院料 1 | | | |
| イ 30日以内の期間 | 3,557 点 | <u>3,579 点</u> | <u>117 点</u> |
| ロ 31日以上 90日以内の期間 | 3,125 点 | <u>3,145 点</u> | <u>103 点</u> |
| 2 精神科救急入院料 2 | | | |
| イ 30日以内の期間 | 3,351 点 | <u>3,372 点</u> | <u>110 点</u> |
| ロ 31日以上 90日以内の期間 | 2,920 点 | <u>2,938 点</u> | <u>96 点</u> |
| 【精神科急性期治療病棟入院料】 | | | |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 1 精神科急性期治療病棟入院料 1 | | | |
| イ 30日以内の期間 | 1,984 点 | <u>1,997 点</u> | <u>66 点</u> |
| ロ 31日以上 30日以内の期間 | 1,655 点 | <u>1,665 点</u> | <u>54 点</u> |
| 2 精神科急性期治療病棟入院料 2 | | | |
| イ 30日以内の期間 | 1,881 点 | <u>1,883 点</u> | <u>52 点</u> |
| ロ 31日以上 30日以内の期間 | 1,552 点 | <u>1,554 点</u> | <u>43 点</u> |
| 【精神科救急・合併症入院料】 | | | |
| 1 30日以内の期間 | 3,560 点 | <u>3,579 点</u> | <u>117 点</u> |
| 2 31日以上 30日以内の期間 | 3,128 点 | <u>3,145 点</u> | <u>103 点</u> |
| 【児童・思春期精神科入院医療管理料】 | 2,957 点 | <u>2,995 点</u> | <u>84 点</u> |
| 【精神療養病棟入院料】 | 1,090 点 | <u>1,091 点</u> | <u>30 点</u> |
| 【認知症病棟入院料】 | | | |
| 1 認知症治療病棟入院料 1 | | | |
| イ 30日以内の期間 | 1,809 点 | <u>1,811 点</u> | <u>50 点</u> |
| ロ 31日以上 60日以内の期間 | 1,501 点 | <u>1,503 点</u> | <u>42 点</u> |
| ハ 61日以上 30日以内の期間 | 1,203 点 | <u>1,204 点</u> | <u>33 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 2 認知症治療病棟入院料 2 | | | |
| イ 30 日以内の期間 | 1,316 点 | <u>1,318 点</u> | <u>37 点</u> |
| ロ 31 日以上 60 日以内の期間 | 1,111 点 | <u>1,112 点</u> | <u>31 点</u> |
| ハ 61 日以上の期間 | 987 点 | <u>988 点</u> | <u>27 点</u> |
| 【特定一般病棟入院料】 | | | |
| 1 特定一般病棟入院料 1 | 1,121 点 | <u>1,152 点</u> | <u>49 点</u> |
| 2 特定一般病棟入院料 2 | 960 点 | <u>987 点</u> | <u>42 点</u> |
| 特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 1 に該当する場合） | 2,371 点 | <u>2,432 点</u> | <u>111 点</u> |
| 特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 2 に該当する場合） | 2,191 点 | <u>2,243 点</u> | <u>102 点</u> |
| 特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 3 に該当する場合） | 1,943 点 | <u>1,983 点</u> | <u>90 点</u> |
| 特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 4 に該当する場合） | 1,743 点 | <u>1,773 点</u> | <u>80 点</u> |
| 【地域移行機能強化病棟入院料】 | | | |
| 1 短期滞在手術等基本料 1 | 2,856 点 | <u>2,947 点</u> | <u>147 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|---------------------------------------|----------|-----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 2 短期滞在手術等基本料 2 | 4,918 点 | <u>5,075 点</u> | <u>253 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 4,890 点 | <u>5,046 点</u> | <u>252 点</u> |
| 3 短期滞在手術等基本料 3 (※手術該当分以外を補てん) | | | |
| イ D237 終夜睡眠ポリグラフィ ー 3 1 及び 2 以外の場合 | 9,265 点 | <u>9,424 点</u> | <u>273 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 9,194 点 | <u>9,350 点</u> | <u>269 点</u> |
| ロ D291-2 小児食物アレルギー 負荷検査 | 6,090 点 | <u>6,237 点</u> | <u>261 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 6,019 点 | <u>6,164 点</u> | <u>258 点</u> |
| ハ D413 前立腺針生検法 | 11,334 点 | <u>11,736 点</u> | <u>516 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 11,263 点 | <u>11,662 点</u> | <u>512 点</u> |
| ニ K093-2 関節鏡下手根管開放 手術 | 19,394 点 | <u>19,747 点</u> | <u>467 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 19,323 点 | <u>19,673 点</u> | <u>463 点</u> |
| ホ K196-2 胸腔鏡下交感神経節 切除術 (両側) | 41,072 点 | <u>42,138 点</u> | <u>1,180 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 41,001 点 | <u>42,064 点</u> | <u>1,176 点</u> |
| ヘ K282 水晶体再建術 1 眼 | 22,010 点 | <u>22,411 点</u> | <u>515 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--|----------|-----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 内レンズを挿入する場合 □ その他のもの（片側） （生活療養を受ける場合） | 21,939 点 | <u>22,337 点</u> | <u>511 点</u> |
| ト K282 水晶体再建術 1 眼 内レンズ挿入を挿入する場合 □ その他のもの（両側） （生活療養を受ける場合） | 37,272 点 | <u>37,839 点</u> | <u>681 点</u> |
| チ K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満 （生活療養を受ける場合） | 19,967 点 | <u>20,756 点</u> | <u>903 点</u> |
| リ K616-4 経皮的シャント拡張 術・血栓除去術 （生活療養を受ける場合） | 37,350 点 | <u>38,243 点</u> | <u>1,007 点</u> |
| 又 K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術 （生活療養を受ける場合） | 23,655 点 | <u>24,242 点</u> | <u>701 点</u> |
| ル K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法（一連として） （生活療養を受ける場合） | 12,082 点 | <u>12,507 点</u> | <u>539 点</u> |
| ヲ K617 下肢静脈瘤手術 3 | 11,390 点 | <u>11,704 点</u> | <u>428 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|---|----------|-----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 高位結紮術 | | | |
| （生活療養を受ける場合） | 11,319 点 | <u>11,630 点</u> | <u>424 点</u> |
| ワ K633 ヘルニア手術 5 鼠 径ヘルニア（3歳未満に限る。） | 34,388 点 | <u>35,444 点</u> | <u>1,170 点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 34,317 点 | <u>35,371 点</u> | <u>1,167 点</u> |
| カ K633 ヘルニア手術 5 鼠 径ヘルニア（3歳以上6歳未満 に限る。） | 27,515 点 | <u>28,368 点</u> | <u>967 点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 27,444 点 | <u>28,294 点</u> | <u>963 点</u> |
| ヨ K633 ヘルニア手術 5 鼠 径ヘルニア（6歳以上15歳未満 に限る。） | 24,715 点 | <u>25,578 点</u> | <u>977 点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 24,644 点 | <u>25,505 点</u> | <u>974 点</u> |
| タ K633 ヘルニア手術 5 鼠 径ヘルニア（15歳以上に限る。） | 24,540 点 | <u>25,394 点</u> | <u>968 点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 24,469 点 | <u>25,321 点</u> | <u>965 点</u> |
| レ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア 手術（両側）（3歳未満に限 る。） | 68,168 点 | <u>69,217 点</u> | <u>1,163 点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 68,097 点 | <u>69,143 点</u> | <u>1,159 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| ソ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア 手術（両側）（3歳以上6歳未満 に限る。） | 54,494点 | <u>55,428点</u> | <u>1,048点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 54,423点 | <u>55,354点</u> | <u>1,044点</u> |
| ツ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア 手術（両側）（6歳以上15歳未 満に限る。） | 43,122点 | <u>44,061点</u> | <u>1,053点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 43,051点 | <u>43,988点</u> | <u>1,050点</u> |
| ネ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア 手術（両側）（15歳以上に限 る。） | 50,397点 | <u>51,719点</u> | <u>1,436点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 50,326点 | <u>51,645点</u> | <u>1,432点</u> |
| ナ K721 内視鏡的大腸ポリ プ・粘膜切除術 1 長径2セ ンチメートル未満 | 14,163点 | <u>14,525点</u> | <u>476点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 14,092点 | <u>14,451点</u> | <u>472点</u> |
| ラ K721 内視鏡的大腸ポリ プ・粘膜切除術 2 長径2セ ンチメートル以上 | 17,699点 | <u>18,141点</u> | <u>556点</u> |
| （生活療養を受ける場合） | 17,628点 | <u>18,068点</u> | <u>553点</u> |
| ム K743 痔核手術（脱肛を含 む。） 2 硬化療法（四段階注 | 12,079点 | <u>12,383点</u> | <u>418点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|-------------------------------|----------|-----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 射法によるもの) | | | |
| (生活療養を受ける場合) | 12,008 点 | <u>12,309 点</u> | <u>414 点</u> |
| ウ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき） | 27,934 点 | <u>28,268 点</u> | <u>448 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 27,863 点 | <u>28,194 点</u> | <u>444 点</u> |
| 中 K867 子宮頸部（腔部）切除術 | 17,552 点 | <u>18,179 点</u> | <u>741 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 17,481 点 | <u>18,106 点</u> | <u>738 点</u> |
| ノ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 | 34,354 点 | <u>35,141 点</u> | <u>901 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 34,283 点 | <u>35,067 点</u> | <u>897 点</u> |
| オ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療 | 59,998 点 | <u>60,403 点</u> | <u>519 点</u> |
| (生活療養を受ける場合) | 59,927 点 | <u>60,330 点</u> | <u>516 点</u> |
| 【小児科外来診療料】 | | | |
| 1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合 | | | |
| イ 初診時 | 572 点 | <u>599 点</u> | <u>39 点</u> |
| ロ 再診時 | 383 点 | <u>406 点</u> | <u>26 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|-----------------------|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 2 1 以外の場合 | | | |
| イ 初診時 | 682 点 | <u>716 点</u> | <u>46 点</u> |
| ロ 再診時 | 493 点 | <u>524 点</u> | <u>34 点</u> |
| 【外来リハビリテーション診療料】 | | | |
| 1 外来リハビリテーション診療料 1 | 72 点 | <u>73 点</u> | <u>4 点</u> |
| 2 外来リハビリテーション診療料 2 | 109 点 | <u>110 点</u> | <u>6 点</u> |
| 【外来放射線照射診療料】 | | | |
| | 292 点 | <u>297 点</u> | <u>17 点</u> |
| 【地域包括診療料】 | | | |
| 1 地域包括診療料 1 | 1,560 点 | <u>1,660 点</u> | <u>103 点</u> |
| 2 地域包括診療料 2 | 1,503 点 | <u>1,600 点</u> | <u>100 点</u> |
| 【認知症地域包括診療料】 | | | |
| 1 認知症地域包括診療料 1 | 1,580 点 | <u>1,681 点</u> | <u>104 点</u> |
| 2 認知症地域包括診療料 2 | 1,515 点 | <u>1,613 点</u> | <u>101 点</u> |
| 【小児かかりつけ診療料】 | | | |
| 1 処方箋を交付する場合 | | | |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--------------------|----------|--------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| イ 初診時 | 602 点 | <u>631 点</u> | <u>41 点</u> |
| ロ 再診時 | 413 点 | <u>438 点</u> | <u>28 点</u> |
| 2 処方箋を交付しない場合 | | | |
| イ 初診時 | 712 点 | <u>748 点</u> | <u>48 点</u> |
| ロ 再診時 | 523 点 | <u>556 点</u> | <u>36 点</u> |
| 【在宅患者訪問診療料】 | | | |
| 在宅患者訪問診療料（Ⅰ） | | | |
| 1 在宅患者訪問診療料 1 | | | |
| イ 同一建物居住者以外の場合 | 833 点 | <u>888 点</u> | <u>58 点</u> |
| ロ 同一建物居住者の場合 | 203 点 | <u>213 点</u> | <u>13 点</u> |
| 2 在宅患者訪問診療料 2 | | | |
| イ 同一建物居住者以外の場合 | 830 点 | <u>884 点</u> | <u>57 点</u> |
| ロ 同一建物居住者の場合 | 178 点 | <u>187 点</u> | <u>12 点</u> |
| 在宅患者訪問診療料（Ⅱ） | 144 点 | <u>150 点</u> | <u>9 点</u> |

2. 歯科診療報酬

- (1) 初・再診料（地域歯科診療支援病院歯科初・再診料を含む。）を引き上げる。
- (2) 歯科訪問診療料を引き上げる。

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--|----------|----------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 【初診料】 | | | |
| 1 歯科初診料 | 237 点 | <u>251 点</u> | <u>30 点</u> |
| 歯科初診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合 | 226 点 | <u>240 点</u> | <u>30 点</u> |
| 2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 | 282 点 | <u>288 点</u> | <u>18 点</u> |
| 【再診料】 | | | |
| 1 歯科再診料 | 48 点 | <u>51 点</u> | <u>6 点</u> |
| 歯科再診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合 | 41 点 | <u>44 点</u> | <u>6 点</u> |
| 2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 | 72 点 | <u>73 点</u> | <u>4 点</u> |
| 【訪問診療料】 | | | |
| 1 歯科訪問診療 1 | 1,036 点 | <u>1,100 点</u> | <u>80 点</u> |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|--|----------|--------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 2 歯科訪問診療 2 | 338 点 | <u>361 点</u> | <u>26 点</u> |
| 3 歯科訪問診療 3 | 175 点 | <u>185 点</u> | <u>13 点</u> |
| 1 から 3 までについて、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合 | | | |
| イ 初診時 | 237 点 | <u>251 点</u> | <u>30 点</u> |
| ロ 再診時 | 48 点 | <u>51 点</u> | <u>6 点</u> |

3. 調剤報酬

(1) 調剤基本料等を引き上げる。

(2) 一包化加算及び無菌製剤処理加算を引き上げる。

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|---|----------|--------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 【調剤基本料】 | | | |
| 1 調剤基本料 1 | 41 点 | <u>42 点</u> | <u>2 点</u> |
| 2 調剤基本料 2 | 25 点 | <u>26 点</u> | <u>2 点</u> |
| 3 調剤基本料 3 | | | |
| イ 同一グループの保険薬 局による処方箋受付回数 4 万回を超え 40 万回以 下の場合 | 20 点 | <u>21 点</u> | <u>2 点</u> |
| ロ 同一グループの保険薬 局による処方箋受付回数 40 万回を超える場合 | 15 点 | <u>16 点</u> | <u>2 点</u> |
| 特別調剤基本料 | 10 点 | <u>11 点</u> | <u>2 点</u> |
| 【一包化加算】 | | | |
| イ 42 日分以下の場合 | 32 点 | <u>34 点</u> | <u>4 点</u> |
| ロ 43 日分以上の場合 | 220 点 | <u>240 点</u> | <u>40 点</u> |
| 【無菌製剤処理加算】 | | | |

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|---------------------|----------|--------------|------------------|
| | 現行 点数 | 改定後 点数 | うち 消費税 対応分 |
| 中心静脈栄養法用輸液 | 67 点 | <u>69 点</u> | <u>12 点</u> |
| （6 歳未満の場合） | 135 点 | <u>137 点</u> | <u>22 点</u> |
| 抗悪性腫瘍剤 | 77 点 | <u>79 点</u> | <u>12 点</u> |
| （6 歳未満の場合） | 145 点 | <u>147 点</u> | <u>22 点</u> |
| 麻薬 | 67 点 | <u>69 点</u> | <u>12 点</u> |
| （6 歳未満の場合） | 135 点 | <u>137 点</u> | <u>22 点</u> |
| 【かかりつけ薬剤師包括管理 料】 | 280 点 | <u>281 点</u> | <u>2 点</u> |

4. 訪問看護療養費

訪問看護管理療養費を引き上げる。

| 項目 | 現行 | 改定案 | |
|---------------------------|----------|-----------------|------------------|
| | 現行 金額 | 改定後 金額 | うち 消費税 対応分 |
| 【訪問看護管理療養費】 | | | |
| 1 月の初日の訪問の場合 | | | |
| イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 | 12,400 円 | <u>12,530 円</u> | <u>230 円</u> |
| ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2 | 9,400 円 | <u>9,500 円</u> | <u>200 円</u> |
| ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3 | 8,400 円 | <u>8,470 円</u> | <u>170 円</u> |
| ニ イからハまで以外の場合 | 7,400 円 | <u>7,440 円</u> | <u>140 円</u> |
| 2 月の 2 日目以降の訪問の場合（1 日につき） | 2,980 円 | <u>3,000 円</u> | <u>50 円</u> |